令和9年度当初予算編成に向けて

令和8年9月18日
総 務 部 財 政 課

1. 令和9年度当初予算編成の考え方

- 年間予算として編成
- 物価高対策に係る政策的な事業予算については、国予算の動向も踏まえ、別途、要求基準を通知
- (震災分)東日本大震災津波からの復興に係る事業については、県の復興推進プランを踏まえ、被災者の心のケア等、継続が必要となる予算を計上(災害復旧事業以外の普通建設事業は通常分の事業として枠内で実施)
  - ・県復興推進プランを踏まえ、被災者の心のケアをはじめとするソフト事業を実施
- (通常分)人件費や社会保障関係費が増加し、公債費も高水準で推移していくことが見込まれるなど、厳しい財政環境が続く中で、いわて県民計画及び第3期アクションプランを着実に推進するため、限られた財源の重点的かつ効果的な活用に努めるなどメリハリある予算を編成する。
  - ・中期財政見通しのとおり、今後も財源不足が見込まれる中にあっても、現下の社会経済情勢に対応しつつ、県民計画の終期を見据え必要な施策の立案を推進するため、政策推進費及び広域振興局予算のマイナスシーリングを廃止する。また、第3期アクションプランの「特に強化すべき事項」に関連する新規事業については、別途通知により所要額の要求を認める。
  - ・基礎的経費については、引き続き厳格な精査を求める一方、物価上昇や賃上げを踏まえた適切な価格転嫁に対応するため、従前の節減目標を廃止する。また、一般行政経費のうち経常的経費については、前年度に引き続きプラスシーリングとする。
  - ・公共事業にあっては、前年度予算額の1.00倍のシーリングを設定。
    なお、前年度の実行予算ベースを勘案した要求については、国の動向を踏まえて別途協議とする。
- 持続可能な行財政基盤の構築や財政健全化を着実に推進するため、4つの財政目標(①令和10年度当初予算までに収支均衡予算を実現　②プライマリーバランスの黒字を維持　③公共施設に係る県民一人当たり負担額16,000円以下　④財政調整基金残高177億円(令和2年度残高)の水準維持)の達成に向けた取組を進める。

2. 令和9年度当初予算編成方法

予算要求基準のイメージ

経費区分		経費内容	R8		R9	
	内　訳		通常分	震災分	通常分	震災分
主要経費	基礎的経費	1　人件費、扶助費、公債費 2　普通建設事業費のうち県単独事業費支弁人件費 3　災害復旧事業費 4　利子補給金等 5　法令、条例等に基づく義務的経費 6　その他削減率による削減が困難と認められる経費	所要額 但し、人件費や社会保障関係費の増加などに対応するため、各部局において、前年度当初予算の0.99倍を目標として各事業の厳格な必要額の精査を行ったうえでの所要額　また、精査による削減額の3倍に相当する額の範囲内において、政策推進費の重点事項としての要求を認める。	所要額 （災害復旧等）	所要額	所要額 （災害復旧等）
	政策的経費	【公共事業】 1　公共事業に要する経費 2　公共事業で整備した施設の維持管理等に要する経費（維持管理関係）	R7×1.00以内（注4）	所要額	R8×1.00以内（注4） 但し、前年度の実行予算ベースを勘案した要求については、国の動向を踏まえて別途協議とする。	所要額
		【大規模・非公共投資事業】 1　大規模施設の整備等に要する経費 2　非公共の投資的経費のうち大規模事業以外のもの（県債の発行を伴う事業に限る）	別途協議のうえ 所要額	別途協議のうえ 所要額	別途協議のうえ 所要額	別途協議のうえ 所要額
		【政策推進費】 基礎的経費、公共事業費、非公共・大規模事業等、準義務的経費及び振興局予算以外の経費	R7×0.95以内 （特殊要因：別途協議） 但し、削減額の3倍に相当する額の範囲内において、重点事項に係る要求を認める。（注5）	所要額	R8×1.00以内 （特殊要因：別途協議） 但し、第3期アクションプランの「特に強化すべき事項」に関連する新規事業ついては、別途通知により所要額の要求を認める。	所要額
		【広域振興局予算】 広域振興圏単位で推進する事業に要する経費	R7×0.95以内 但し、削減額の3倍に相当する額の範囲内において、重点事項として要求を認める。	別途協議のうえ 所要額	R8×1.00以内 但し、第3期アクションプランの「特に強化すべき事項」に関連する新規事業ついては、別途通知により所要額の要求を認める。	別途協議のうえ 所要額
	プロジェクト推進費	いわて県民計画に掲げる「新しい時代を切り拓くプロジェクト」を推進するための経費	別途協議のうえ 所要額	別途協議のうえ 所要額	別途協議のうえ 所要額	別途協議のうえ 所要額
一般行政経費	給与費	給与関係経費	所要額		所要額	
	国庫対応経費	国庫支出金の対象となる事務的経費				
	受託事業費	国以外の団体等からの受託に伴う事業費				
	収入見合経費	特定財源の収入額の範囲内で行う事業費				
	県単独経費	1　経常的経費 2　当然増減経費	経常的経費 R7×1.01以内		経常的経費 R8×1.01以内	

注1）　本資料中「R8」とは、原則、「R8当初予算」（経費組替後かつ完了事業等調整後）の一般財源ベース（県債＋一般財源）であること。

注2）　特殊要因経費（国その他の制度改正等により必要となる経費で、既往経費の振替えによる財源の捻出では真に対応できない経費）については、別途協議を行うこと。

注3）　通常分については、震災分や地方財政措置の状況により別途調整もあり得ること。

注4）　単独事業は、公共事業全体の2割以下とすることを原則とする。

3. 令和9年度当初予算編成に当たっての基本的な方針について

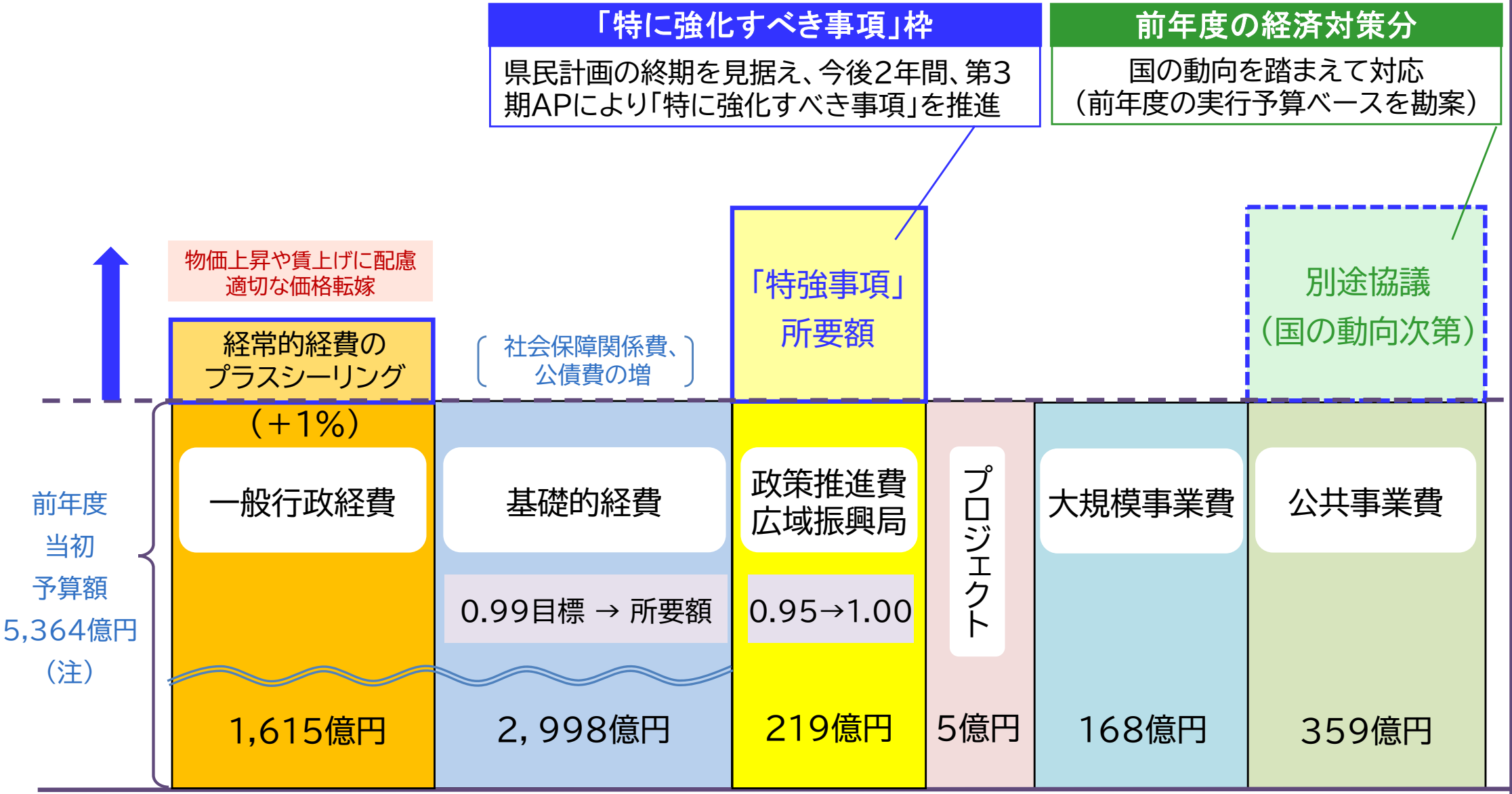

（注） 上記前年度当初予算額は、震災分を除いた通常分に係る県債＋一般財源ベースの予算額

予算編成過程における検討事項

- ➤ **東日本大震災津波に係る経費**については**所要額の要求**を認めることとし、予算編成過程において検討
- ➤ **物価高対策**に係る政策的な経費については、国予算の動向も踏まえ、**別途通知**